

令和4年第3回定例市議会議案

岸和田市

令和4年第3回定例市議会議案

議案番号	件名	備考・頁
報告第10号	専決処分の報告について	P. 1
報告第11号	令和3年度岸和田市継続費精算報告書の報告について	P. 21
報告第12号	令和3年度岸和田市下水道事業会計継続費精算報告書の報告について	P. 25
報告第13号	令和3年度岸和田市健全化判断比率の報告について	P. 29
報告第14号	令和3年度岸和田市資金不足比率の報告について	P. 31
認定第1号	令和3年度岸和田市決算認定を求めるについて (一般会計及び各特別会計)	別冊
認定第2号	令和3年度岸和田市上水道事業会計決算認定を求めるについて	〃
認定第3号	令和3年度岸和田市下水道事業会計決算認定を求めるについて	〃
認定第4号	令和3年度岸和田市病院事業会計決算認定を求めるについて	〃
議案第46号	岸和田市有功者の表彰につき同意を求めるについて	別途送付
議案第47号	岸和田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	P. 33
議案第48号	岸和田市長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料に関する条例の一部改正について	P. 39
議案第49号	岸和田市立浪切ホール条例等の一部改正について	P. 45
議案第50号	令和4年度岸和田市一般会計補正予算(第4号)	P. 51
議案第51号	令和4年度岸和田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	P. 57

議案番号	件名	備考・頁
議案第52号	令和4年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算（第1号）	P. 61
議案第53号	令和4年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	P. 65
議案第54号	令和4年度岸和田市下水道事業会計補正予算（第1号）	P. 69
議案第55号	令和3年度岸和田市上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	P. 71
議案第56号	令和3年度岸和田市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	P. 73
議案第57号	教育委員会の委員任命につき同意を求めるについて	別途送付

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和4年8月30日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

専決処分第9号

岸和田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

岸和田市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年6月17日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「附則第5条」を「附則第3条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決処分第10号

岸和田市建築基準法施行条例の一部改正について

岸和田市建築基準法施行条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年6月17日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

岸和田市建築基準法施行条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第9号の表35の部中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表36の部中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表50の部中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表51の部中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

専決処分第11号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和4年6月22日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
公務中の自動車接触事故	324,640円 (車両修繕費及び治療費等)

専決処分第12号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和4年6月22日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
照明回路の破損事故	13,200円 (照明回路修繕費)

専決処分第13号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和4年6月22日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
公務中の自動車接触事故	390,500円 (フェンス等修繕費)

専決処分第14号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和4年7月19日処分

岸和田市長 永 野 耕 平

記

損害賠償の発生原因	金 額
インターホン接続ロケットの破損事故	5,000円 (インターホン接続ロケット修繕費)

専決処分第15号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和4年7月27日処分

岸和田市長 永野耕平

記

損害賠償の発生原因	金額
公務中の自動車接触事故	814,266円 (治療費等)

報告第11号

令和3年度岸和田市継続費精算報告書の 報告について

令和3年度で継続年度が終了した事業について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和4年8月30日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

報告第12号

令和3年度岸和田市下水道事業会計
継続費精算報告書の報告について

令和3年度で継続年度が終了した事業について、地方公営企業法
施行令第18条の2第2項の規定により継続費精算報告書を別紙のと
おり報告する。

令和4年8月30日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

令和3年度岸和田市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					国 庫 補 助 金	企 業 債	出 資 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金		国 庫 補 助 金	企 業 債	出 資 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金		国 庫 補 助 金	企 業 債	出 資 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金
1	1	大2号北原下水ポンプ更新事業	2	68,000,000	34,000,000	30,600,000	3,400,000		67,320,000	33,660,000	30,200,000	3,460,000		680,000	340,000	400,000	△60,000	0
			3	102,000,000	51,000,000	45,900,000	5,100,000		100,980,000	50,490,000	45,400,000	5,090,000		1,020,000	510,000	500,000	10,000	0
			計	170,000,000	85,000,000	76,500,000	8,500,000	0	168,300,000	84,150,000	75,600,000	8,550,000	0	1,700,000	850,000	900,000	△50,000	0

報告第13号

令和3年度岸和田市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度岸和田市健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和4年8月30日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.34	20.00
連結実質赤字比率	—	16.34	30.00
実質公債費比率	6.0	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	—

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、将来負担比率は将来負担比率が算定されないため、「—」と表示している。

報告第14号

令和3年度岸和田市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度岸和田市資金不足比率を次のとおり報告する。

令和4年8月30日提出

岸和田市長 永野耕平

記

(単位：%)

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
上水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注) 資金不足比率は資金不足額がない場合、「—」と表示している。

議案第47号

岸和田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
について

岸和田市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正
するものとする。

令和4年8月30日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「という。）」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、「及び」の次に「引き続き」を加え、「引き続き」を削り、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるもの）にあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって」を「非常勤職員が」に、「とき」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第6号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定

める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「(当該非常勤職員が)」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「養育する非常勤職員が」に改め、「各号」の次に「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第6号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては第3号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「に伴い、当該任期」を「に伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第6号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の岸和田市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により行われている育児休業等計画書による任命権者への申出については、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第48号

岸和田市長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料に関する条例の一部改正について

岸和田市長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年8月30日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市長期優良住宅建築等計画の認定等に係る手数料に関する条例（平成21年条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第1条中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）」を加える。

第2条の見出し中「第5条第1項から第5項まで」を「第5条第1項から第7項まで」に改め、同条の表以外の部分中「第5条第1項から第5項まで」を「第5条第1項から第7項まで」に改め、同条の表1の部中「増築又は改築」を「増築若しくは改築又は建築を行わないもの（住宅の構造及び設備が法第2条第4項の長期使用構造等に該当すると認められるものに限る。）（以下「増築、改築等」という。）」に改め、同表2の部から4の部まで中「増築又は改築」を「増築、改築等」に改める。

第6条第1項の表を次のように改める。

項	区分			金額
	申請の種別	建築物の床面積の合計	建築の種別等	
1	一戸建ての住宅（品確法第6条の2第5項の規定により当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等基準に適合しているものとみなされたものに限る。）に係るもの	—	新築	1,900円
			増築、改築等	2,700円

2	共同住宅等 (品確法第 6条の2第 5項の規定 により当該 住宅の構造 及び設備が 長期使用構 造等基準に 適合してい るものとみ なされたも のに限る。) に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築	3,700円	変更認定の申請に係る長期優良住宅 建築等計画等の変更が既に認定を受けた長期優良住宅 建築等計画等(同一の建築物において同時に複数の住戸に係る認定を受けたものを含む。)に基づく建築又は 維持保全に係る共同住宅等の全ての住戸に及ばない場合 にあつては、左に掲げる金額を当該全ての住戸の数で除して得た金額(当該金額が100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた金額)に当該申請の行われた住戸の数を乗じて得た金額(当該金額が当該左に掲げる金額を超える場合にあつては、当該左に掲げる金額)とする。
			増築、改築等	5,600円	
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築	6,500円	
			増築、改築等	9,900円	
		1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築	9,500円	
			増築、改築等	14,300円	
		3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築	17,500円	
			増築、改築等	26,300円	
		5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	新築	29,800円	
			増築、改築等	44,800円	
		10,000平方メートルを超えるもの	新築	49,300円	
			増築、改築等	74,100円	

3	その他の一戸建ての住宅に係るもの		新築（法第5条第8項第4号から第7号までに規定する事項のみを変更する場合に係るもの（以下「住宅の維持保全計画のみの変更」という。）を除く。次の項において同じ。）		12,700円
			増築、改築等（住宅の維持保全計画のみの変更を除く。次の項において同じ。）		18,900円
			住宅の維持保全計画のみの変更		2,300円
4	その他の共同住宅等に係るもの	500平方メートル以内のもの	新築	23,300円	変更認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画等の変更が既に認定を受けた長期優良住宅建築等計画等（同一の建築物において同時に複数の住戸に係る認定を受
			増築、改築等	35,100円	
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	新築	37,700円	
			増築、改築等	56,600円	
		1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	新築	73,800円	
			増築、改築等	110,900円	

	3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	新築	134,500円	けたものを含む。)に基づく建築又は維持保全に係る共同住宅等の全ての住戸に及ばない場合にあっては、左に掲げる金額を当該全ての住戸の数で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げた金額)に当該申請の行われた住戸の数を乗じて得た金額(当該金額が当該左に掲げる金額を超える場合にあっては、当該左に掲げる金額)とする。
		増築、改築等	201,800円	
	5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	新築	233,800円	
		増築、改築等	350,800円	
	10,000平方メートルを超えるもの	新築	431,600円	
		増築、改築等	647,500円	
—	住宅の維持保全計画のみの変更	2,300円		
備考 第2条の表の備考の規定は、この表についても適用する。				

第10条中「第5条第1項から第5項まで」を「第5条第1項から第7項まで」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

議案第49号

岸和田市立浪切ホール条例等の一部改正について

岸和田市立浪切ホール条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年8月30日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市立浪切ホール条例等の一部を改正する条例

(岸和田市立浪切ホール条例の一部改正)

第1条 岸和田市立浪切ホール条例(平成12年条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表第1項を次のように改める。

1 施設

区分	使用料(1時間につき)
祭りの広場	7,200円
多目的ホール	2,600円
大ホール	25,300円
小ホール	7,200円
楽屋	1,100円
スタジオ	1,800円
練習室	2,400円
会議室	1,100円
研修室	1,500円
交流ホール	3,600円
厨房付き会議室	1,600円
和室	900円
特別会議室	4,500円
特別応接室	900円
通訳ブース	400円

備考

- 1 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利若しくは宣伝を目的として利用しようとするときは、10割を超えない範囲で加算する。
- 2 使用料には、消費税及び地方消費税を含まない。

(岸和田市立自泉会館条例の一部改正)

第2条 岸和田市立自泉会館条例(昭和58年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表ホールの項中「3,300」を「3,900」に、「4,500」を「5,400」に、「7,500」を「9,000」に、「10,000」を「12,000」に改め、同表会議室の項中「1,300」を「1,600」に、「2,000」を「2,500」に、「3,000」を「3,600」に、「3,800」を「4,500」に改め、同表展示室の項中「9,000」を「10,800」に改める。

(岸和田だんじり会館条例の一部改正)

第3条 岸和田だんじり会館条例（平成5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項及び第3項を削る。

第5条中「前条第1項各号」を「前条各号」に改める。

第6条第3項を次のように改める。

3 使用者は、別表第2に掲げる使用料を前納しなければならない。

第14条第2項中「第3条、第4条第1項及び第2項並びに第5条」を「第3条から第5条まで」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

会議室等使用料

区分	1時間につき
会議室	500円
イベント展示室	1,900円

備考

1 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営業若しくは宣伝を目的として会議室等を使用するときは、この表に掲げる額の10割に相当する額を加算した額とする。

2 会議室等を展示物等の搬入又は搬出のみを目的として使用する場合の使用料は、この表に掲げる額の5割に相当する額とする。

(岸和田城条例の一部改正)

第4条 岸和田城条例（平成19年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「10,000円」を「12,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(岸和田市立浪切ホール条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の岸和田市立浪切ホール条例の規定は、令和6年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(岸和田市立自泉会館条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の岸和田市立自泉会館条例の規定は、令和5年4月1日以

後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(岸和田だんじり会館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 第3条の規定による改正後の岸和田だんじり会館条例の規定は、令和5年4月1日以後の使用に係る許可及び使用料について適用し、同日前の使用に係る許可及び使用料については、なお従前の例による。

(岸和田城条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の岸和田城条例の規定は、令和5年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第50号

令和4年度岸和田市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度岸和田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,193,197千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,720,327千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年8月30日提出

岸和田市長 永野耕平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		21,300,162	50,784	21,350,946
	02 国庫補助金	4,649,397	50,784	4,700,181
16 府支出金		6,672,963	46,823	6,719,786
	02 府補助金	1,510,576	46,823	1,557,399
18 寄附金		1,180,100	1,500	1,181,600
	01 寄附金	1,180,100	1,500	1,181,600
19 繰入金		2,388,306	△254,393	2,133,913
	01 基金繰入金	2,207,546	△254,393	1,953,153
20 繰越金		29,108	447,083	476,191
	01 繰越金	29,108	447,083	476,191
22 市債		4,241,500	901,400	5,142,900
	01 市債	4,241,500	901,400	5,142,900
歳入合計		83,527,130	1,193,197	84,720,327

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費		7,738,489	6,908	7,745,397
	01 総務管理費	6,329,916	6,908	6,336,824
03 民生費		41,306,161	118,493	41,424,654
	01 社会福祉費	13,848,260	4,840	13,853,100
	02 児童福祉費	14,246,961	113,653	14,360,614
04 衛生費		7,458,764	15,531	7,474,295
	03 清掃費	2,970,037	15,531	2,985,568
06 農林水産業費		810,522	109,585	920,107
	02 林業費	50,649	98,157	148,806
	03 農林水産等振興費	84,125	11,428	95,553
10 教育費		8,325,070	138,101	8,463,171
	01 教育総務費	1,282,404	69,200	1,351,604
	04 高等学校費	792,256	56,422	848,678
	05 幼稚園費	2,053,222	12,479	2,065,701
13 諸支出金		46,229	804,579	850,808
	02 還付金	13,869	804,579	818,448
歳 出	合 計	83,527,130	1,193,197	84,720,327

第2表 債務負担行為補正

(追加分)

事 項	期 間	限 度 額
保育士等就職フェア業務委託 (教育・保育施設等運営支援事業)	令和4年度から 令和5年度まで	千円 1,840

第3表 地方債補正

(変更分)

起債の目的	補正前							補正後											
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考			
				区分	償還期限	据置期間	償還方法					その他	区分	償還期限	据置期間		償還方法	その他	
学校教育施設整備事業	千円 40,000		%以内		年以内	年以内			千円 532,700		%以内			年以内	年以内			令和4年2月22日提出議案第26号 3月24日可決	
臨時財政対策債	1,135,500								1,544,200									令和4年2月22日提出議案第26号 3月24日可決	

議案第51号

令和4年度岸和田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度岸和田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234,351千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,327,614千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月30日提出

岸和田市長 永野耕平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
07 繰越金		1	234,351	234,352
	01 繰越金	1	234,351	234,352
歳入合計		22,093,263	234,351	22,327,614

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
07 諸支出金		21,221	7,706	28,927
	01 償還金及び還付加算金	21,221	7,706	28,927
09 基金積立金		0	226,645	226,645
	01 基金積立金	0	226,645	226,645
歳 出 合 計		22,093,263	234,351	22,327,614

議案第52号

令和4年度岸和田市自転車競技事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度岸和田市の自転車競技事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和4年8月30日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

第1表 債務負担行為補正

(追加分)

事 項	期 間	限 度 額
第74回高松宮記念杯競輪広告宣伝業務委託 (開催事業)	令和4年度から 令和5年度まで	千円 70,000

議案第53号

令和4年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度岸和田市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ387,341千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,832,615千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月30日提出

岸和田市長 永野耕平

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
08 繰越金		1	387,341	387,342
	01 繰越金	1	387,341	387,342
歳入合計		18,445,274	387,341	18,832,615

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
05 積立金		565	262,029	262,594
	01 積立金	565	262,029	262,594
07 諸支出金		4,002	125,312	129,314
	01 償還金及び還付加算金	4,002	125,312	129,314
歳 出 合 計		18,445,274	387,341	18,832,615

議案第54号

令和4年度岸和田市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和4年度岸和田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度岸和田市下水道事業会計予算第6条に定めた債務負担行為を、次のとおり変更する。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
汚水処理施設及びポンプ場等維持管理業務委託	令和4年度から 令和9年度まで	1,173,447千円	令和4年度から 令和9年度まで	1,295,447千円

令和4年8月30日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

議案第55号

令和3年度岸和田市上水道事業会計
未処分利益剰余金の処分について

令和3年度岸和田市上水道事業会計の未処分利益剰余金について、次のとおり処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- 1 減債積立金に230,000,000円を積み立てる。
- 1 処分後の残余192,239,836円を翌年度へ繰り越すものとする。

議案第56号

令和3年度岸和田市下水道事業会計 未処分利益剰余金の処分について

令和3年度岸和田市下水道事業会計の未処分利益剰余金について、次のとおり処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年8月30日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

記

- 1 減債積立金に 985,040,768 円を積み立てる。
- 1 資本金に 990,032,641 円を組み入れる。

各 会 計 事 項 別 明 細 書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	21,300,162	50,784	21,350,946
16 府支出金	6,672,963	46,823	6,719,786
18 寄附金	1,180,100	1,500	1,181,600
19 繰入金	2,388,306	△254,393	2,133,913
20 繰越金	29,108	447,083	476,191
22 市債	4,241,500	901,400	5,142,900
歳入合計	83,527,130	1,193,197	84,720,327

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費	7,738,489	6,908	7,745,397
03 民生費	41,306,161	118,493	41,424,654
04 衛生費	7,458,764	15,531	7,474,295
06 農林水産業費	810,522	109,585	920,107
07 商工費	1,378,544	0	1,378,544
10 教育費	8,325,070	138,101	8,463,171
13 諸支出金	46,229	804,579	850,808
歳 出 合 計	83,527,130	1,193,197	84,720,327

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
6,908	0	0	0	0
107,118	4,840	0	6,535	0
0	0	0	0	15,531
11,428	36,484	0	26,000	35,673
67,249	0	0	△67,249	0
△141,919	5,499	492,700	△218,179	0
0	0	0	0	804,579
50,784	46,823	492,700	△252,893	855,783

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	21,300,162	50,784	21,350,946
02 国庫補助金	4,649,397	50,784	4,700,181
02 民生費国庫補助金	1,828,999	50,784	1,879,783

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
02 児童福祉費補助金	50,784	民間認定こども園施設整備支援事業費補助金	50,784 (こども園推進課)

(款) 16 府支出金 (項) 02 府補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 府支出金	6,672,963	46,823	6,719,786
02 府補助金	1,510,576	46,823	1,557,399
02 民生費府補助金	844,542	4,840	849,382
05 農林水産業費府補助金	82,527	36,484	119,011
08 教育費府補助金	380,590	5,499	386,089

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 社会福祉費補助金	4,840	介護基盤整備等支援事業費補助金	4,840 (介護保険課)
02 林業費補助金	36,484	林道管理事業費補助金	36,484 (農林水産課)
04 幼稚園費補助金	5,499	民間認定こども園施設整備支援事業費補助金	5,499 (こども園推進課)

(款) 18 寄附金 (項) 01 寄附金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
18 寄附金	1,180,100	1,500	1,181,600
01 寄附金	1,180,100	1,500	1,181,600
03 指定寄附金	0	1,500	1,500

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 指定寄附金	1,500	教育総務費々途指定寄附金	1,500 (教育総務部総務課)

(款) 19 繰入金 (項) 01 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	2,388,306	△254,393	2,133,913
01 基金繰入金	2,207,546	△254,393	1,953,153
02 岸和田市ふるさと応援基金繰入金	1,449,488	△280,393	1,169,095
06 岸和田市森林環境整備基金繰入金	10,000	26,000	36,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
01 岸和田市ふるさと応援基金繰入金	△280,393	岸和田市ふるさと応援基金繰入金	△280,393 (企画課)
01 岸和田市森林環境整備基金繰入金	26,000	岸和田市森林環境整備基金繰入金	26,000 (農林水産課)

(款) 20 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金	29,108	447,083	476,191
01 繰越金	29,108	447,083	476,191
01 繰越金	29,108	447,083	476,191

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 繰越金	447,083	前年度繰越金	447,083 (財政課)

(款) 22 市債 (項) 01 市債

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
22 市債	4,241,500	901,400	5,142,900
01 市債	4,241,500	901,400	5,142,900
07 教育債	118,700	492,700	611,400
08 臨時財政対策債	1,135,500	408,700	1,544,200

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 高等学校債	40,000	高等学校整備事業債	40,000 (産業高校学務課)
08 小学校債	270,700	小学校整備事業債	270,700 (学校管理課)
09 中学校債	182,000	中学校整備事業債	182,000 (学校管理課)
01 臨時財政対策債	408,700	臨時財政対策債	408,700 (財政課)

3 歳 出

(款) 02 総務費 (項) 01 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務費	7,738,489	6,908	7,745,397	6,908	0	0	0
01 総務管理費	6,329,916	6,908	6,336,824	6,908	0	0	0
02 情報化推進費	440,738	6,908	447,646	6,908	0	0	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
11 役務費	2,201	002900		11 役務費	2,201
12 委託料	76	基幹系システム運用事 業 (IT推進課)	6,908	手数料	2,201
13 使用料及び賃 借料	1,100			12 委託料	76
17 備品購入費	3,531			システム管理・開発委託料	76
				13 使用料及び賃借料	1,100
				電算機器・システム使用料	1,100
				17 備品購入費	3,531
				庁用器具費	3,531

(款) 03 民生費 (項) 01 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	41,306,161	118,493	41,424,654	111,958	0	6,535	0
01 社会福祉費	13,848,260	4,840	13,853,100	4,840	0	0	0
06 介護保険費	2,972,645	4,840	2,977,485	4,840	0	0	0
02 児童福祉費	14,246,961	113,653	14,360,614	107,118	0	6,535	0
02 子ども・子育て支援費	9,229,127	34,782	9,263,909	34,782	0	0	0
06 児童福祉施設費	801,173	78,871	880,044	72,336	0	6,535	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助 及び交付金	4,840	118700 介護施設等整備支援事 業 (介護保険課)	4,840	18 負担金、補助及び交付金 補助金	4,840 4,840
10 需用費	1,520	022900 保育所運営事業 (子育て施設課)	494	10 需用費 消耗品費	494 494
18 負担金、補助 及び交付金	33,262	093300 教育・保育施設等運営 支援事業 (子育て施設課)	34,288	10 需用費 消耗品費	1,026 1,026
14 工事請負費	21,552	023600 保育所整備事業 (子育て施設課)	21,552	18 負担金、補助及び交付金 補助金	33,262 33,262
18 負担金、補助 及び交付金	57,319	119400 民間認定こども園施設 整備支援事業 (こども園推進課)	57,319	14 工事請負費 工事費	21,552 21,552
				18 負担金、補助及び交付金 補助金	57,319 57,319

(款) 04 衛生費 (項) 03 清掃費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	7,458,764	15,531	7,474,295	0	0	0	15,531
03 清掃費	2,970,037	15,531	2,985,568	0	0	0	15,531
02 一般廃棄物処理費	2,556,363	15,531	2,571,894	0	0	0	15,531

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	15,531	030200 ごみ収集事業 (廃棄物対策課)	12 委託料 15,531 事業実施運営委託料 15,531

(款) 06 農林水産業費 (項) 02 林業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
06 農林水産業費	810,522	109,585	920,107	47,912	0	26,000	35,673
02 林業費	50,649	98,157	148,806	36,484	0	26,000	35,673
01 林業管理費	50,649	98,157	148,806	36,484	0	26,000	35,673
03 農林水産等振興費	84,125	11,428	95,553	11,428	0	0	0
01 農業振興費	42,051	11,428	53,479	11,428	0	0	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
14 工事請負費	98,157	034200 林道管理事業 (農林水産課)	98,157	14 工事請負費 工事費	98,157 98,157
01 報酬	716	034300 農業振興事業 (農林水産課)	11,428	01 報酬 会計年度任用職員報酬	716 716
08 旅費	15			08 旅費 会計年度任用職員費用弁償	15 15
10 需用費	1,055			10 需用費 消耗品費	1,055 50
11 役務費	42			印刷製本費	1,005
18 負担金、補助 及び交付金	9,600			11 役務費 通信運搬費	42 40
				手数料	2
				18 負担金、補助及び交付金 補助金	9,600 9,600

(款) 07 商工費 (項) 01 商工費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
07 商工費	1,378,544	0	1,378,544	67,249	0	△67,249	0
01 商工費	1,378,544	0	1,378,544	67,249	0	△67,249	0
02 商工振興費	1,032,871	0	1,032,871	67,249	0	△67,249	0

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

(款) 10 教育費 (項) 01 教育総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	8,325,070	138,101	8,463,171	△136,420	492,700	△218,179	0
01 教育総務費	1,282,404	69,200	1,351,604	△183,552	452,700	△199,948	0
02 事務局費	523,884	1,000	524,884	0	0	1,000	0
04 教育基金費	41	500	541	0	0	500	0
05 学校管理費	421,550	67,700	489,250	△183,552	452,700	△201,448	0
04 高等学校費	792,256	56,422	848,678	37,402	40,000	△20,980	0
01 高等学校総務費	767,770	4,190	771,960	△14,830	40,000	△20,980	0
04 教育振興費	15,347	52,232	67,579	52,232	0	0	0
05 幼稚園費	2,053,222	12,479	2,065,701	9,730	0	2,749	0
01 幼稚園費	2,053,222	12,479	2,065,701	9,730	0	2,749	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助 及び交付金	1,000	078200 岸和田市奨学会支援事 業 (教育総務部総務課)	1,000	18 負担金、補助及び交付金 補助金	1,000 1,000
24 積立金	500	051800 教育基金積立事業 (教育総務部総務課)	500	24 積立金 積立金	500 500
14 工事請負費	67,700	103200 学校園空調設備整備事 業 (学校管理課)	67,700	14 工事請負費 工事費	67,700 67,700
14 工事請負費	4,190	056500 高等学校整備事業 (産業高校学務課)	4,190	14 工事請負費 工事費	4,190 4,190
17 備品購入費	52,232	057400 高等学校教材器具購入 事業 (産業高校学務課)	52,232	17 備品購入費 教材器具費	52,232 52,232
18 負担金、補助 及び交付金	12,479	120300 教育・保育施設運営支 援事業 (子育て施設課)	4,231	18 負担金、補助及び交付金 補助金	4,231 4,231
		119300 民間認定こども園施設 整備支援事業 (こども園推進課)	8,248	18 負担金、補助及び交付金 補助金	8,248 8,248

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
13 諸支出金	46,229	804,579	850,808	0	0	0	804,579
02 還付金	13,869	804,579	818,448	0	0	0	804,579
02 国庫支出金還付金	875	796,380	797,255	0	0	0	796,380

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子及び割引料	796,380	104800 個人番号カード等管理 事業費国庫補助金償還 事業 (市民課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金
		3,273	3,273 3,273
		121800 DV対策事業費国庫補 助金償還事業 (人権・男女共同参画課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金
		49	49 49
		086300 特別障害者手当等国庫 負担金償還事業 (障害者支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金
		633	633 633
		090400 障害者虐待防止対策支 援事業費国庫補助金償 還事業 (障害者支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金
		144	144 144
		111600 障害者自立支援医療費 国庫負担金償還事業 (障害者支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金
		3,335	3,335 3,335
		095600 子育て支援訪問事業費 国庫補助金償還事業 (健康推進課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金
		2,961	2,961 2,961
		122300 予防接種事業費国庫補 助金償還事業 (健康推進課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金
		4,790	4,790 4,790
		124700 がん検診推進事業費国 庫補助金償還事業 (健康推進課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金
		71	71 71
		124800 感染症予防事業費国庫 補助金償還事業 (健康推進課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金
		583,562	583,562 583,562
		124900 感染症予防事業費国庫 負担金償還事業 (健康推進課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金
		36,716	36,716 36,716
		068300 母子福祉費国庫負担金 償還事業 (子育て支援課)	22 償還金、利子及び割引料 償還金
		1,934	1,934 1,934

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
		086500 障害児通所支援給付費 等国庫負担金償還事業 (子育て支援課)	22 償還金、利子及び割引料 105 償還金 105
		100500 放課後児童健全育成事 業費国庫補助金償還事 業 (子育て支援課)	22 償還金、利子及び割引料 4,793 償還金 4,793
		068200 児童手当国庫負担金償 還事業 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 19,220 償還金 19,220
		068400 児童扶養手当国庫負担 金償還事業 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 1,946 償還金 1,946
		068500 母子家庭等対策費国庫 補助金償還事業 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 5,988 償還金 5,988
		090600 児童虐待・DV対策等 総合支援事業費国庫補 助金償還事業 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 41 償還金 41
		096300 子育て短期支援事業費 国庫補助金償還事業 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 100 償還金 100
		121600 子育て世帯臨時特別給 付金支給事業費国庫補 助金償還事業 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 20,440 償還金 20,440
		124500 子育て世帯生活支援特 別給付金(ひとり親世 帯分)支給事業費国庫 補助金償還事業 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 3,239 償還金 3,239
		124600 子育て世帯生活支援特 別給付金支給事業費国 庫補助金償還事業 (子ども家庭課)	22 償還金、利子及び割引料 49,847 償還金 49,847
		100600 保育士等職員研修・育 成事業費国庫補助金償 還事業 (子育て施設課)	22 償還金、利子及び割引料 381 償還金 381

(款) 13 諸支出金 (項) 02 還付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 府支出金還付 金	438	8,199	8,637	0	0	0	8,199

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
		104600 病児保育事業費国庫補助金償還事業 (子育て施設課)	2,908	22 償還金、利子及び割引料 償還金	2,908 2,908
		104700 一時預かり事業費(幼稚園型)国庫補助金償還事業 (子育て施設課)	8,029	22 償還金、利子及び割引料 償還金	8,029 8,029
		117800 地域子育て支援センター事業費国庫補助金償還事業 (子育て施設課)	122	22 償還金、利子及び割引料 償還金	122 122
		117900 保育所運営事業費国庫補助金償還事業 (子育て施設課)	169	22 償還金、利子及び割引料 償還金	169 169
		118000 教育・保育施設等利用者負担軽減事業費国庫補助金償還事業 (子育て施設課)	1,824	22 償還金、利子及び割引料 償還金	1,824 1,824
		118300 一時預かり事業費国庫補助金償還事業 (子育て施設課)	1,033	22 償還金、利子及び割引料 償還金	1,033 1,033
		124400 教育・保育施設等運営支援事業費国庫補助金償還事業 (子育て施設課)	38,727	22 償還金、利子及び割引料 償還金	38,727 38,727
22 償還金、利子及び割引料	8,199	069200 生活保護費府負担金償還事業 (生活福祉課)	6,726	22 償還金、利子及び割引料 償還金	6,726 6,726
		121900 低所得者介護保険料軽減府負担金償還事業 (介護保険課)	42	22 償還金、利子及び割引料 償還金	42 42
		069500 母子福祉費府負担金償還事業 (子育て支援課)	967	22 償還金、利子及び割引料 償還金	967 967
		125000 放課後児童健全育成事業費府補助金償還事業 (子育て支援課)	464	22 償還金、利子及び割引料 償還金	464 464

国民健康保険事業特別会計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
07 繰越金	1	234,351	234,352
歳入合計	22,093,263	234,351	22,327,614

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
07 諸支出金	21,221	7,706	28,927
09 基金積立金	0	226,645	226,645
歳出合計	22,093,263	234,351	22,327,614

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	7,706
0	0	0	0	226,645
0	0	0	0	234,351

2 歳 入

(款) 07 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
07 繰越金	1	234,351	234,352
01 繰越金	1	234,351	234,352
01 繰越金	1	234,351	234,352

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 繰越金	234,351	前年度繰越金 234,351 (健康保険課)

3 歳 出

(款) 07 諸支出金 (項) 01 償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
07 諸支出金	21,221	7,706	28,927	0	0	0	7,706
01 償還金及び還付加算金	21,221	7,706	28,927	0	0	0	7,706
05 保険給付費等 交付金償還金	1,000	7,706	8,706	0	0	0	7,706

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
22 償還金、利子 及び割引料	7,706	605400 保険給付費等交付金償 還事業 (健康保険課)	7,706	22 償還金、利子及び割引料 償還金	7,706 7,706

(款) 09 基金積立金 (項) 01 基金積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
09 基金積立金	0	226,645	226,645	0	0	0	226,645
01 基金積立金	0	226,645	226,645	0	0	0	226,645
01 財政調整基金 費積立金	0	226,645	226,645	0	0	0	226,645

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
24 積立金	226,645	605800 国民健康保険事業財政 調整基金積立事業 (健康保険課)	226,645	24 積立金 積立金	226,645 226,645

介護保険事業特別会計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
08 繰越金	1	387,341	387,342
歳入合計	18,445,274	387,341	18,832,615

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
05 積立金	565	262,029	262,594
07 諸支出金	4,002	125,312	129,314
歳出合計	18,445,274	387,341	18,832,615

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	0	262,029
0	0	0	0	125,312
0	0	0	0	387,341

2 歳 入

(款) 08 繰越金 (項) 01 繰越金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
08 繰越金	1	387,341	387,342
01 繰越金	1	387,341	387,342
01 繰越金	1	387,341	387,342

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 繰越金	387,341	前年度繰越金 387,341 (介護保険課)

3 歳 出

(款) 05 積立金 (項) 01 積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
05 積立金	565	262,029	262,594	0	0	0	262,029
01 積立金	565	262,029	262,594	0	0	0	262,029
01 介護給付準備 基金積立金	565	262,029	262,594	0	0	0	262,029

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
24 積立金	262,029	703700 岸和田市介護保険給付 準備基金積立事業 (介護保険課)	262,029	24 積立金 積立金	262,029 262,029

(款) 07 諸支出金 (項) 01 償還金及び還付加算金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
07 諸支出金	4,002	125,312	129,314	0	0	0	125,312
01 償還金及び還付加算金	4,002	125,312	129,314	0	0	0	125,312
02 償還金	1	125,312	125,313	0	0	0	125,312

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
22 償還金、利子 及び割引料	125,312	704700 介護保険償還事業 (介護保険課)	125,312	22 償還金、利子及び割引料 償還金	125,312 125,312

- 1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- 2) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書
- 3) 補正予算給与費明細書

1) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加分)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	左 の 財 源 内 訳							
		期 間	金 額		支 出 予 定 額	特 定 財 源	財 源			一 般 財 源		
							国庫支出金	府支出金	地方債		そ の 他	
保育士等就職フェア業務委託 (教育・保育施設等運営支援 事業)	千円 1,840		千円 0	千円 0	千円	千円	千円	千円	千円	千円	0	1,840

(追加分)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	左 の 財 源 内 訳							
		期 間	金 額		支 出 予 定 額	特 定 財 源	財 源			一 般 財 源		
							国庫支出金	府支出金	地方債		そ の 他	
第74回高松宮記念杯競輪広告 宣伝業務委託 (開催事業)	千円 70,000		千円 0	千円 70,000	千円	千円	千円	千円	千円	千円	0	70,000

(変更分)

(下水道事業会計)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	他会計負担金 ・他会計補助金	損益勘定留保資金	
変更前 汚水処理施設及びボ ンブ場等維持管理業 務委託	千円 1,173,447		千円		千円		千円	
				令和4年度	0		0	
				令和5年度	235,285		109,241	126,044
				令和6年度	235,285		109,241	126,044
				令和7年度	235,285		109,241	126,044
				令和8年度	235,288		109,241	126,047
				令和9年度	232,304		109,241	123,063
				令和4年度	0		0	0
				令和5年度	259,685		133,641	126,044
変更後 汚水処理施設及びボ ンブ場等維持管理業 務委託	1,295,447			令和6年度	259,685		133,641	
				令和7年度	259,685		133,641	
				令和8年度	259,688		133,641	
				令和9年度	256,704		133,641	

2) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区分	前年度末現在高				当該年度中増減見込額				当該年度中元金償還見込額				当該年度末現在高見込額			
	補正前額	補正額	補正後額	補正前額	補正額	補正後額	補正前額	補正額	補正後額	補正前額	補正額	補正後額	補正前額	補正額	補正後額	
	の額	の額	の額	の額	の額	の額	の額	の額	の額	の額	の額	の額	の額	の額	の額	
1 普通債																
(1) 土 木	1,163,358	△ 90,100	1,073,258	275,100		275,100	87,836		87,836			1,350,622	△ 90,100	1,260,522		
(2) 農 林 水 産	248,978	△ 74,000	174,978	166,500		166,500	5,075		5,075			410,403	△ 74,000	336,403		
(3) 教 育	5,942,262	△ 153,300	5,788,962	40,000	492,700	532,700	557,976		557,976			5,424,286	339,400	5,763,686		
(4) 公 営 住 宅	1,285,423	△ 8,300	1,277,123	25,000		25,000	89,708		89,708			1,220,715	△ 8,300	1,212,415		
(5) 消 防 施 設	1,320,436	△ 36,199	1,284,237	105,200		105,200	170,287		170,287			1,255,349	△ 36,199	1,219,150		
(6) 会 館	2,962,928	△ 30,000	2,932,928	78,700		78,700	413,367		413,367			2,628,261	△ 30,000	2,598,261		
(8) 都 市 計 画	6,817,234	△ 643,495	6,173,739	732,700		732,700	888,604		888,604			6,661,330	△ 643,495	6,017,835		
(10) そ の 他	1,233,001	△ 106,270	1,126,731	151,200		151,200	75,002		75,002			1,309,199	△ 106,270	1,202,929		
計	21,294,242	△ 1,141,664	20,152,578	1,574,400	492,700	2,067,100	2,328,409	0	2,328,409			20,540,233	△ 648,964	19,891,269		
3 そ の 他																
(2) 臨時財政対策債	33,506,133	△ 1,589,577	31,916,556	1,135,500	408,700	1,544,200	2,706,882		2,706,882			31,934,751	△ 1,180,877	30,753,874		
(6) 公有財産管理事業債	17,202	△ 5,900	11,302				2,760		2,760			14,442	△ 5,900	8,542		
計	36,275,624	△ 1,595,477	34,680,147	2,667,100	408,700	3,075,800	4,803,043	0	4,803,043			34,139,681	△ 1,186,777	32,952,904		
一般会計	57,899,388	△ 2,737,141	55,162,247	4,241,500	901,400	5,142,900	7,177,323	0	7,177,323			54,963,565	△ 1,835,741	53,127,824		
1 施設整備事業債	1,565,889	1,423,164	2,989,053				217,761		217,761			1,348,128	1,423,164	2,771,292		
特別会計	4,665,229	1,423,164	6,088,393	0	0	0	627,041	0	627,041			4,038,188	1,423,164	5,461,352		
合 計	62,564,617	△ 1,313,977	61,250,640	4,241,500	901,400	5,142,900	7,804,364	0	7,804,364			59,001,753	△ 412,577	58,589,176		

3) 補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(一般会計)

区分	職員数		給与				与費		合計	備考		
	職員	任期付職員	再任用	任用職員	会計年度任用職員	報酬	給料	職員手当			費計	
補正後	1,342	1	49	49	(1,406)	1,461,277	5,186,480	4,155,884	10,803,641	1,917,544	12,721,185	
補正前	1,342	1	49	49	(1,405)	1,460,561	5,186,480	4,155,884	10,802,925	1,917,544	12,720,469	
比較	0	0	0	0	(1)	716	0	0	716	0	716	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

ア 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 会計年度任用職員	給			与			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	費 計					
補 正 後	(1,406) 人	1,461,277 千円	千円	206,881 千円	1,668,158 千円	183,574 千円	1,851,732 千円			
補 正 前	(1,405)	1,460,561		206,881	1,667,442	183,574	1,851,016			
比 較	(1)	716		0	716	0	716			

() 内はパートタイム会計年度任用職員

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減額の増減事由別内訳	説明	明	備考
報酬	千円 716	1 その他の増減分	千円 716	千円	

